

港区立認定こども園条例新旧対照表(第一条関係)

改正案

現行

<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項の規定に基づく認定こども園の認定を受けた保育所として、小学校就学前の子ども(第六条第五項及び第六項各号並びに第八条第五項及び第六項各号を除き、以下「子ども」という。)に対する保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図るため、港区立認定こども園(以下「認定こども園」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(基本保育の実施)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、基本保育を実施した子どもについて、当該子どもの扶養義務者から、保育必要量が一日当たり十一時間までの区分に該当する子どもにあつては別表第一に定める費用、一日当たり八時間まで</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項の規定に基づく認定こども園の認定を受けた保育所として、小学校就学前の子ども(第六条第四項及び第五項各号並びに第八条第五項及び第六項各号を除き、以下「子ども」という。)に対する保育及び保護者に対する子育て支援を総合的に提供し、子どもの健やかな育成を図るため、港区立認定こども園(以下「認定こども園」という。)の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(基本保育の実施)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、基本保育を実施した子どもについて、当該子どもの扶養義務者から、保育必要量が一日当たり十一時間までの区分に該当する子どもにあつては別表第一に定める費用、一日当たり八時間まで</p>
---	---

の区分に該当する子どもにあつては別表第二に定める費用（以下これらの費用を「基本保育料」という。）を徴収する。

4 (略)

5 第三項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。次項第二号及び第三号並びに第八条第五項及び第六項第二号において同じ。）のうち二番目の年長者である小学校就学前の子ども（次項第一号及び第四号に該当する場合を除く。）について区長が徴収する基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に相当する額とする。

6 第三項及び第四項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料及び基本保育に係る給食費（基本保育に係る給食費については、第三号に該当する場合を除く。）は、無料とする。

一 生計を一にする世帯に属する最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての小学校就学前の子ども。ただし、当該世帯に属する当該最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての小学校就学前の子どものうち最年長の子どもにあつては、当該最年長の小学校就学前の子どもが児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、学

の区分に該当する子どもにあつては別表第二に定める費用（以下これらの費用を「基本保育料」という。）を徴収する。

4 (略)

5 第三項の規定にかかわらず、当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。）が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。次項第二号並びに第八条第五項及び第六項第二号において同じ。）のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の小学校就学前の子ども（次項第三号に該当する場合を除く。）について区長が徴収する基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に相当する額とする。

6 第三項及び第四項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料及び基本保育に係る給食費は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての小学校就学前の子ども。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円以上の世帯（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満の世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等（世帯員のいずれかが

学校教育法第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合に限る。

二 当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。第四号において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。第四号において同じ。）が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長の小学校就学前の子ども

三 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等のうち最年長者及び二番目の年長者である者以外の全ての小学校就学前の子ども（前二号及び次号に該当する場合を除く。）

四 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等（世帯員のいづれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二條各号に掲げる者である世帯をいう。第八條第六項第三号において同じ。）に属する全ての小学校就学前の子ども（第

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二條各号に掲げる者である世帯をいう。第三号及び第八條第六項第三号において同じ。）に該当する場合を除く。）に属する当該最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての小学校就学前の子どもうち最年長の子どもにあつては、当該最年長の小学校就学前の子どもが児童福祉法第三十九條第一項に規定する保育所、学校教育法第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長の小学校就学前の子ども

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合における当該世帯に属する全ての小学校就学前の子ども（前二号に該当する場合を除く。）

一号及び第二号に該当する場合を除く。）

(後略)

付 則

(施行期日)

1| この条例は、公布の日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2| 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例第六條第五項及び第六項第三号の規定は、令和元年十月分以後の基本保育料(同条第三項に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。)から適用し、同年九月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3| 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例第四條第二項及び第三項第三号の規定は、令和元年十月分以後の基本保育料(同条例第三条に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。)から適用し、同年九月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

(後略)

港区保育の実施に関する条例新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（基本保育料の徴収）</p> <p>第三条 区長は、前条による保育の実施を行ったときは、当該児童の扶養義務者から、保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める費用（以下「基本保育料」という。）の額を徴収する。</p> <p>（中略）</p> <p>（基本保育料の額の決定）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。次項第二号及び第三号において同じ。）のうち二番目の年長者である保育の実施に係る児童（次項第一号及び第四号に該当する場合を除く。）に係る基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に</p>	<p>（前略）</p> <p>（基本保育料の徴収）</p> <p>第三条 区長は、前条による保育の実施を行ったときは、当該児童の扶養義務者から、保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める費用（以下「基本保育料」という。）の額を徴収する。</p> <p>（中略）</p> <p>（基本保育料の額の決定）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。次項において同じ。）が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二</p>

相当する額とする。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる児童に係る基本保育料は、無料とする。

一 生計を一にする世帯に属する最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての保育の実施に係る児童。ただし、当該世帯に属する当該最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての保育の実施に係る児童のうち最年長の児童にあつては、当該最年長の小学校就学前の子どもが児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合に限る。

二 当年度分(四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前

百十三号)第十四条に規定する特定被監護者等をいう。次項第二号において同じ。)のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の保育の実施に係る児童(次項第三号に該当する場合を除く。)に係る基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に相当する額とする。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる児童に係る基本保育料は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての保育の実施に係る児童。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円以上の世帯(当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満の世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等(世帯員のいずれかの子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。第三号において同じ。)に該当する場合を除く。)に属する当該最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての保育の実施に係る児童のうち最年長の児童にあつては、当該最年長の小学校就学前の子どもが児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円

年度分。第四号において同じ。)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第一備考三及び別表第二備考三に規定する所得割課税額をいう。第四号において同じ。)が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長の保育の実施に係る児童

三 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等のうち最年長者及び二番目の年長者である者以外の全ての保育の実施に係る児童(前二号及び次号に該当する場合を除く。)

四 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にするひとり親世帯等(世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第二十二各号に掲げる者である世帯をいう。)に属する全ての保育の実施に係る児童(第一号及び第二号に該当する場合を除く。)

(給食費の額の決定)

第四条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項各号(第三号に該当する場合を除く。)に掲げる児童に係る給食費は、無料とする。

(後略)

未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長の保育の実施に係る児童

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合における当該世帯に属する全ての保育の実施に係る児童(前二号に該当する場合を除く。)

(給食費の額の決定)

第四条の二 (略)

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項各号に掲げる児童に係る給食費は、無料とする。

(後略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例第六条第五項及び第六項第三号の規定は、令和元年十月分以後の基本保育料(同条第三項に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。)から適用し、同年九月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

(港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例第四条第二項及び第三項第三号の規定は、令和元年十月分以後の基本保育料(同条例第三条に規定する基本保育料をいう。以下この項において同じ。)から適用し、同年九月分までの基本保育料については、なお従前の例による。